

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 平成26年度指定管理者監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成26年度包括外部監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成26年度包括外部監査結果に関する意見・・・・・・・・・・・・・・ 2

監 査 公 表

静岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成27年 3 月 30 日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	三 浦	雅 司
同	白 鳥	実

記

1 平成26年度指定管理者監査

(1) 第三者への委託業務について[静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」(保健福祉局 福祉部 障害者福祉課、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会)]

【指摘事項】

指定管理者制度の手引において、指定管理者が、主要業務の一部を委託する場合、市に文書で承認の依頼を行い、市は、これが適当であると判断した場合には、文書により承認を行うこととされている。

また、清掃、警備等建物の維持管理のように、市があらかじめ委託できるものとして指定した業務については、その条件等を指定管理者に対し文書で通知する一方、指定管理者は、委託手続が終了した後に、委託状況(業務名、委託先選定方法、委託料)について文書で市に報告することとなっている。

しかしながら、市は、建物の保守点検業務等を指定管理者が第三者へ委託している事実を認識していたにもかかわらず、承認や業務・条件等を示す文書を通知せず、指定管理者からの委託状況に関する報告も受け取っていなかった。

【措置の状況】（平成27年 3 月10日 報告）

主要業務と第三者委託が可能な業務について精査し、平成27年度に向けて委託可能な業務を指定管理者に通知するとともに、委託手続終了後は委託先等を市へ報告すること、また、主要業務を委託する場合は市の承認を受けることなどを周知しました。

なお、指定管理者制度の諸手続きについては、今後漏れがないよう、指定管理者制度の手引を用いて課内研修を行い、主務者・副務者での相互確認を行うよう徹底し、再発防止に努めます。

静岡市監査公表第13号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人内山昌美から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項により別冊のとおり公表する。

平成27年 3 月30日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	三 浦	雅 司
同	白 鳥	実

静岡市監査公表第14号

平成27年 3 月23日付けで静岡市包括外部監査人から提出があった平成26年度の包括外部監査の結果に関し、地方自治法第252条の38第4項の規定による意見を決定したので公表する。

平成27年 3 月30日

静岡市監査委員	村 松	眞
---------	-----	---

同	杉 原 賢 一
同	三 浦 雅 司
同	白 鳥 実

記

今回の包括外部監査の結果報告の中で、静岡庁舎新館地下駐車場管理業務の委託における受託者である（公財）静岡市まちづくり公社が市の承認のないまま、（公社）静岡市シルバー人材センターへの再委託が行われている旨の指摘がなされている。

しかしながら、市当局がこの指摘に対応するに当たり、次の2点について留意する必要がある。

① 受託者から同シルバー人材センターへの再委託は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく高年齢者雇用を前提とした「事実上の人材派遣」の可能性があること。そうであるならば、受託者が人材や労働力をどう調達するのかは受託者側が決定することであること。

② 受託者と同シルバー人材センターとの再委託契約を前提とした市の承認手続の不備を補うこととする場合は、適正な人材派遣ではなく「偽装請負」となる可能性があること。

市当局においては、本件の包括外部監査人による指摘に対する措置を行う場合は上記の2点の留意点を十分に認識したうえで対応すべきである。